

2020年4月から特定の法人※について 電子申請の義務化が始まっています。

現在、政府全体で行政手続きコスト（行政手続きに要する事業者の作業時間）を削減するため、電子申請の利用促進を図っており、当該取組の一環として、特定の法人の事業所が社会保険に関する一部の手続きを行う場合には、必ず電子申請で行っていただくこととなりました。

※特定の法人とは

- 資本金、出資金または銀行等保有株式取得機構に納付する拠出金の額が1億円を超える法人
- 相互会社
- 投資法人
- 特定目的会社



義務化対象の手続き

※ 対象手続きのうち、健康保険・厚生年金保険に関する手続き

- 健康保険・厚生年金保険被保険者 **報酬月額算定基礎届**
- 健康保険・厚生年金保険被保険者 **報酬月額変更届**
- 健康保険・厚生年金保険被保険者 **賞与支払届**



適用時期

- 2020年4月以降に開始される各特定の法人の事業年度から適用されます。

Q&A

Q. 社会保険の手続きを社会保険労務士に委託していても、対象になりますか。

A. 社会保険労務士や社会保険労務士法人が、義務化の対象となる法人に代わって
手続を行う場合も含まれます。

お問い合わせ先はこちらです。

【ねんきん加入者ダイヤル（日本年金機構電子申請・電子媒体申請照会窓口）】

0570-007-123（ナビダイヤル）

050から始まる電話でおかけになる場合は、03-6837-2913

<受付時間> 月～金曜日：午前8時30分～午後7時

第2土曜日：午前9時30分～午後4時

※ 祝日（第2土曜日を除く）、12月29日～1月3日はご利用いただけません。

